

第1章 新たな計画の策定に当たって

*のついた用語については、資料編に解説を記載しています。

第1章 新たな計画の策定に当たって

1. 計画の背景

(1) 計画策定の背景

地方公共団体は、それぞれの区域の条件や状況に応じて適切な地球温暖化対策を進めるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」*において、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」*の策定に努めることが定められています。

荒川区では、2010（平成22）年に、同法律に基づいた「荒川区低炭素地域づくり計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「低炭素社会」*に向けた取組を進めてきました。また、2016（平成28）年には、計画の中間改定を行い、取組をさらに加速させてきました。その結果、区民や事業者の節電意識の高まりなどもあり、2017（平成29）年度には、2000（平成12）年度比で、エネルギー消費量*を27.6%、二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量を5.0%削減することができました。

一方、社会的な動向をみると、2015（平成27）年に、地球温暖化対策の国際枠組である「パリ協定」*が採択されるなど、世界レベルで「低炭素社会」から「脱炭素社会」*へ転換していくための取組が始まっています。また、我が国でも2020（令和2）年10月に、2050年までに「脱炭素社会」の実現を目指すことが宣言されました。

荒川区においても、これまでの「低炭素社会」に向けた取組をさらに強化し、「脱炭素社会」へ転換していく方向性を具体的に示すため、「荒川区地球温暖化対策実行計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(2) 「脱炭素社会」へ転換する必要性

地球温暖化によって私たちは、かつて経験したことのないような気候の変化に直面しています。例えば、甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風（台風第19号）は、日本近海の海水温の上昇により急速に発達したことなどが指摘されています。このように、大型の台風や極端な高温などの異常気象が各地で発生することにより、私たち人間の生命や財産に甚大な被害をもたらすとともに、生物を絶滅の危険にさらしています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*が2018（平成30）年に公表した「1.5℃特別報告書」では、世界の平均気温は、2030年から2052年までの間に産業革命前より1.5℃高くなる可能性が高く、1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後に世界のCO₂排出量を正味ゼロにする必要があると指摘しています。

私たちは、日常生活を改めて見直してエネルギー消費量を大幅に削減するとともに、エネルギー供給を再生可能エネルギー*由来のものへ切り替えるなど、区民・事業者・区（行政）が一丸となって「脱炭素社会」を目指していく必要があります。

(3) 地球温暖化に対する「緩和」と「適応」

前述のとおり、世界の平均気温は、2030年から2052年までの間に産業革命前より1.5℃上昇する可能性が高いと指摘されています。

そのため、温室効果ガス*の排出を抑制する「緩和」にこれまで以上に取り組んでいく

ことはもちろんですが、併せて地球温暖化に伴う気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」にも取り組んでいくことが重要です。これを踏まえ、国は2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応を推進するために担うべき役割を明確化しました。

近年顕著になりつつある地球温暖化のリスクは、国や地域によって様々で、あらゆる場所で有効となる「適応」の方策というものはないことから、その地域におけるリスクを把握し、地域特性に適した社会インフラの整備などの適応策を講じていく必要があります。

荒川区は住民に最も身近な基礎自治体として、この重要性を深く認識し、本計画では、適応策に関する新たな章を設けました。

●2つの地球温暖化対策：「緩和」と「適応」

緩和とは？ 適応とは？



人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

出典：気候変動適応情報プラットフォームHP

参考 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015（平成27）年9月の国連総会で合意された2030年までの国際目標です。世界が抱える様々な問題を解決し、持続可能な社会を実現するための17の目標・169のターゲットから構成されています。

この中には、「目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「目標13 気候変動に具体的な対策を」など、温暖化対策・エネルギー政策に関する目標も含まれています。

このように、本計画で示す「緩和」と「適応」に取り組むことは、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現に貢献することにもつながります。



出典：国連広報センターHP

(4) 地球温暖化対策に関する動向

2015（平成 27）年の COP*21 において、2020（令和 2）年以降の地球温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。この「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、各国が削減目標を提出し5年ごとに更新することなどが規定されました。

その後、IPCC が 2018（平成 30）年に公表した「1.5℃特別報告書」において、2050 年前後には世界の CO₂ 排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取組が始まりました。東京都でも 2019（令和元）年に「ゼロエミッション東京戦略」が策定され、『2050 年までに CO₂ 排出を実質ゼロ』にするためのロードマップが示されました。また、我が国でも 2020（令和 2）年に、2050 年までに「脱炭素社会」の実現を目指すことが宣言されました。

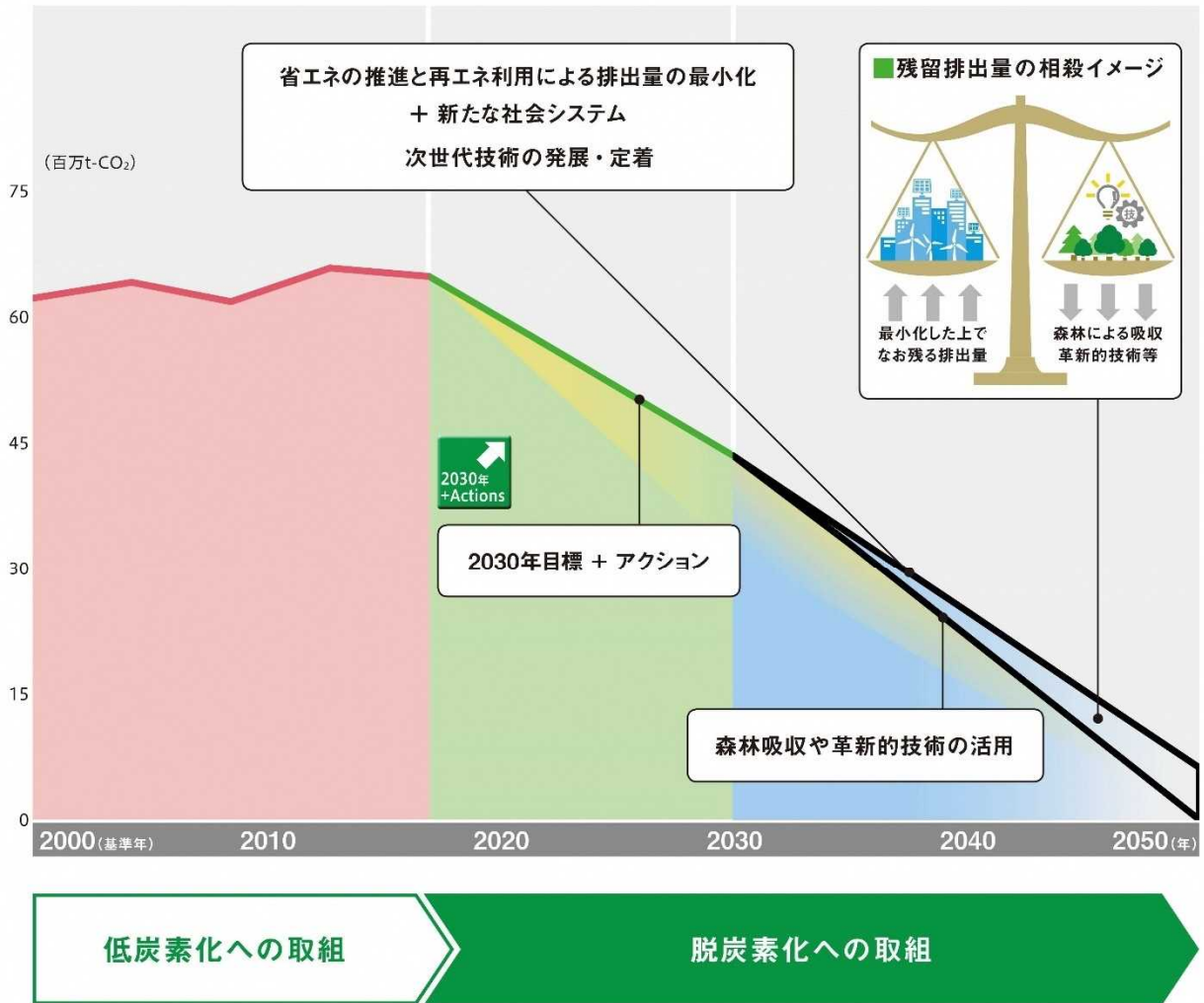
「適応」に関する動向では、2018（平成 30）年に「気候変動適応法」が制定され「気候変動適応計画」が閣議決定されました。東京都でも 2019（令和元）年に「東京都気候変動適応方針」が策定され、東京都の施策の全般にわたり、気候変動への適応に取り組むこと、区市町村と連携し、地域の取組を支援していくことなどが示されました。

荒川区においても、国や東京都と連動して「脱炭素社会」と「気候変動に適応した社会」へ転換していくことが求められています。

●地球温暖化対策に関する社会的な動向

年	施策など	概要
2015 年 (平成 27)	持続可能な開発目標 (SDGs)	「目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「目標 13 気候変動に具体的な対策を」など、温暖化対策・エネルギー政策に関する目標が取り入れられた。
	パリ協定	産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、各国が削減目標を提出し5年ごとに更新することなどが規定された。
2016 年 (平成 28)	地球温暖化対策計画	『2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26.0%削減』という国の目標に向けて対策が示された。
	東京都環境基本計画 2016	『2030 年までに 2000 年比で温室効果ガス排出量を 30%削減、エネルギー消費量を 38%削減し、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 30%程度にする』という東京都の目標が設定され、目標の達成に向けた対策が示された。
	電力小売全面自由化	家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。
2018 年 (平成 30)	1.5℃特別報告書	平均気温上昇が 1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050 年前後には世界の CO ₂ 排出量を正味ゼロにする必要があることが示された。
	気候変動適応法	地球温暖化に伴う気候変動適応策についての議論が活発化し、「気候変動適応法」が制定され「気候変動適応計画」が閣議決定された。
2019 年 (令和元)	ゼロエミッション東京戦略	『2050 年までに CO ₂ 排出を実質ゼロ』にするための東京都のロードマップが示された。
	東京都気候変動適応方針	東京都の施策の全般にわたり、気候変動への適応に取り組むこと、区市町村と連携し、地域の取組を支援していくことなどが示された。
2020 年 (令和 2)	2050 年脱炭素化宣言	内閣総理大臣が所信表明演説で、『2050 年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ』を目指すことを宣言した。


● 「ゼロエミッション東京戦略」における2050年までのロードマップ



2017年実績
CO₂排出量4.2%増

- 気候変動の深刻化と対策の緊急性を踏まえて、気温上昇を1.5°Cに抑制することを追求
- 気候危機を認識し、アクションを起こしていくための戦略を策定

「ゼロエミッション東京戦略」の策定

2030年ターゲット(目標) 
「30%削減」+アクション

- 省エネ・再エネ等の施策の進化・加速を図り、目標を上回るアクションを実行
- ZEV普及やプラスチック対策など早急に取り組むべき課題に対し、新たな目標設定・重点的な施策展開
- 資源利用に伴う都外のCO₂削減にも貢献

2030年までの重要な10年アクションの進化・加速

2050年ゴール
CO₂排出実質ゼロ

- 新たな社会システムや次世代技術を発展・定着させていくための誘導
- なお残る排出量については、森林吸収と革新的技術開発などにより相殺

都内で排出実質ゼロと世界の脱炭素化への貢献を目指す

出典：ゼロエミッション東京戦略（東京都）

2. 計画の目的

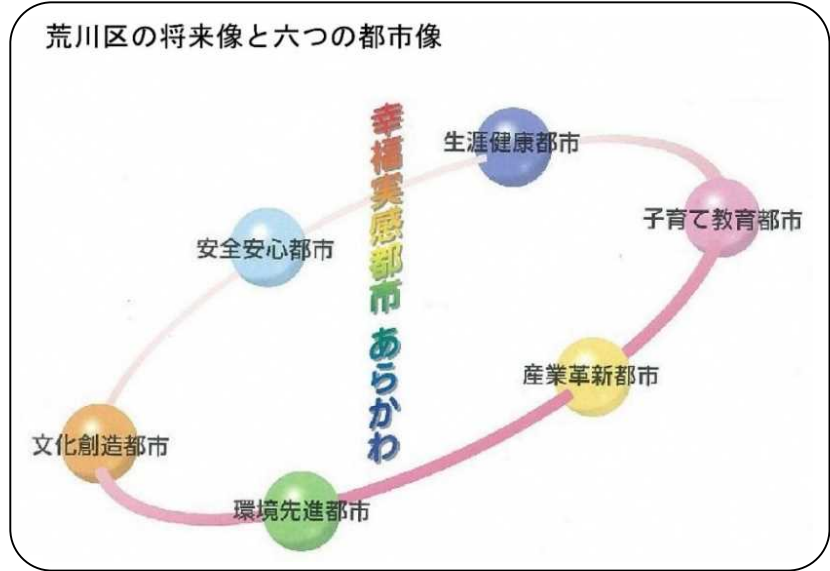
(1) 目指すべき将来像との関係

荒川区では、2007（平成 19）年に「荒川区基本構想」*を策定しました。このなかで、おおむね 20 年後の区を目指すべき将来像を『幸福実感都市 あらかわ』と設定し、分野別に六つの都市像を示しました。

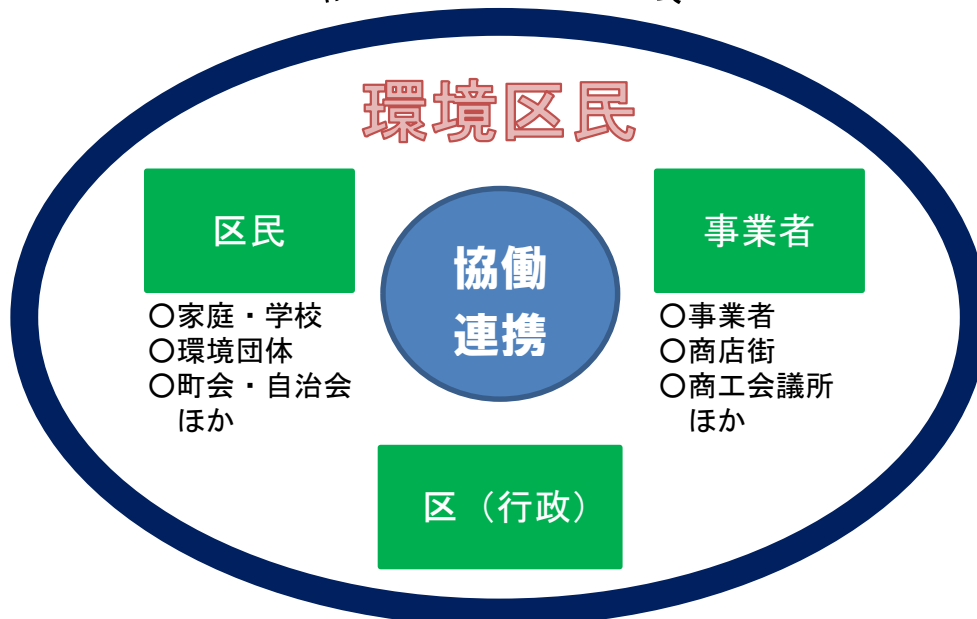
環境分野では、2008（平成 20）年に「荒川区環境基本計画」*を策定し、2018（平成 30）年に改定しました。将来の環境先進都市像は、この改定後の計画において、『わが暮らしの将来を創る 一人ひとりが環境区民*のまち あらかわ』と設定しています。

環境先進都市の実現には、環境問題を自らの問題として考え、環境の保全に取り組んでいくことが不可欠です。そのためには、区民・事業者・区（行政）のそれぞれが「環境区民」として主体的に考え、協働・連携し、環境活動を実践することが重要です。

これは、本計画の対象としている地球温暖化対策においても同様であり、本計画では、荒川区で居住・活動し、あるいは関係を持つあらゆる主体が協働し、地球温暖化対策に取り組む仕組みを構築し、環境と経済が両立した持続可能な「脱炭素社会」と「気候変動に適応した社会」へ転換していくための取組を示しています。



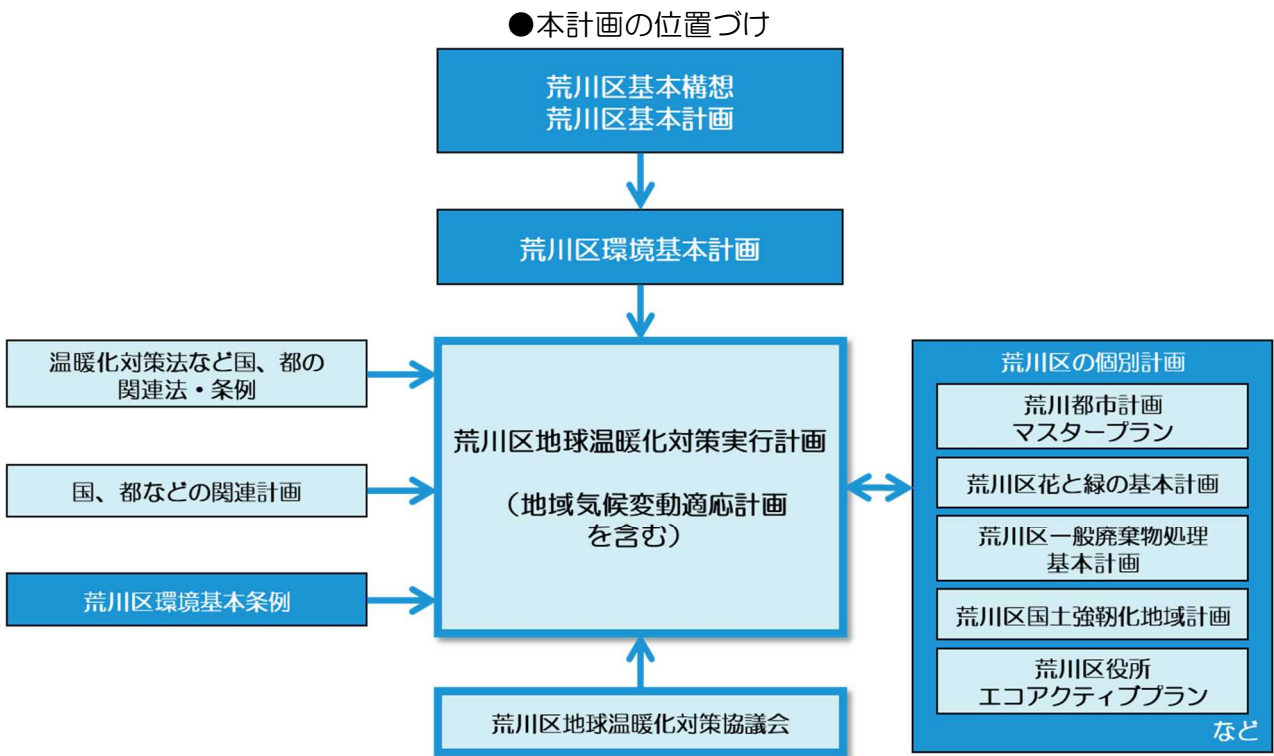
相互の協力・情報交換



(2) 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」です。併せて「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」*として位置づけます。

本計画は、区民・事業者・区（行政）が参加する「荒川区地球温暖化対策協議会」*（2020（令和2）年9月に「荒川区低炭素地域づくり協議会」より改称）における検討を踏まえ、「荒川区環境基本計画」及び国や東京都の地球温暖化対策に関する計画や動向等との関連性に配慮するとともに、荒川区が策定する関連計画や各種事業計画など、各施策の内容についても整合を図っています。



3. 計画の期間

上位計画である「荒川区環境基本計画」の計画期間が2027（令和9）年度までであることを踏まえ、本計画は、2021（令和3）年度から2027（令和9）年度までの7年間の計画期間とします。

4. 計画の対象

(1) 対象範囲

本計画は、区民生活や事業活動における温室効果ガス排出量の削減（緩和策）、気象災害や熱中症の回避・軽減（適応策）など、荒川区における地球温暖化対策の全てを対象とします。

(2) 対象部門

本計画における温室効果ガス排出量の削減は、産業部門・家庭部門・業務部門・運輸部門・廃棄物部門の5部門を対象とします。

●計画の対象とする部門

部門	主な排出源
産業部門	建設業・製造業
家庭部門	家庭内での電気、ガス、灯油などのエネルギー消費
業務部門	産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動
運輸部門	個人や事業者の自動車利用、鉄道による輸送・運搬
廃棄物部門	石油から生成されたピニール、プラスチック、合成繊維などの焼却

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画における温室効果ガス排出量の削減は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に基づき、次の7種類のガスを対象とします。

●計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数*	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料*の燃焼など
メタン (CH ₄)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	1,430 など	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390 など	半導体の製造プロセスなど
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気の絶縁体など
三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセスなど

※：二酸化炭素 (CO₂) 「1」を基準として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの。
例えば地球温暖化係数が「25」のメタン (CH₄) では、メタン1トン分の温室効果ガスの強さが二酸化炭素 (CO₂) 25 トン分に相当します。

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターHP をもとに作成